

保 税 蔵 置 場 許 可 の 承 継 の 承 認 に つ い て

標記のことについて、関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり
公告します。

記

1. 承継後の法人の名称及び住所
株式会社大陽日酸分割準備会社（法人番号：2010701038856）
（令和2年10月1日付で、大陽日酸株式会社に商号変更予定）
東京都品川区小山一丁目3番26号
2. 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署）
大陽日酸株式会社 川崎水江 保税蔵置場
神奈川県川崎市川崎区水江町3番3号
（管轄：川崎税関支署）
3. 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所
大陽日酸株式会社（法人番号：7010701015826）
東京都品川区小山一丁目3番26号
4. 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
大陽日酸株式会社 川崎水江 保税蔵置場
神奈川県川崎市川崎区水江町3番3号
5. 承継された許可期間
自 令和 2年10月 1日
至 令和 7年 4月30日

令和2年9月11日

横 浜 税 関 長 富 山 一 成